

1. 町土利用の基本方針

(1) 村田町の現況

本町は宮城県の南部、仙南広域圏の東北部に位置し、仙台市・名取市・岩沼市、大河原町・柴田町・川崎町・蔵王町の3市4町に隣接しています。西に雄大な蔵王山系の山々を望み、北緯 $38^{\circ}43'$ ・東経 $140^{\circ}43'$ に位置し、町土面積は78.41k㎡、人口は平成17年10月1日現在で12,740人を有する自然豊かなまちです。

周囲は標高200m前後の丘陵に囲まれ、Y字形をした平野部の中央に白石川支流の荒川が南北に流れています。この流域沿いを中心に、市街地・農地が広がっています。温暖で降雨・降雪は比較的少なく、四季を通じて良好な気候を有しています。

人口は平成12年には13,166人でしたが、平成17年で12,740人となっており、減少傾向にあります。世帯数については平成12年の3,489世帯から、平成17年において3,605世帯へと増加傾向にあり核家族化が進行しています。

町の産業を就業構造でみると、平成17年には、第1次産業就業者は9.9%、第2次産業就業者は36.3%、第3次産業就業者は53.8%となっています。平成12年と比較して、第1次・第2次産業への就業割合が減少し、第3次産業への就業割合は増加しています。

(2) 基本姿勢

町土は限られた資源であり、また、生活・生産を通じた町民の諸活動の共通基盤です。このため町土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的諸条件を考慮しながら、健康で文化的な生活環境と、活力あふれる生産基盤を確保することを基本理念とし、長期的展望のもとに、総合的・計画的に行うものとします。

(3) 村田町の将来の姿

本町では、平成 23 年を初年度とする第 4 次村田町長期総合計画基本構想において、これまでの村田町を大切にし、家庭・地域・まちのなかで暮らす人が主役となって、住民と行政の協働によるまちづくりをめざしています。

この基本構想では、村田町の将来像とまちづくりの理念を次のとおり定め、恵まれた自然のなかで、これまで村田町として培ってきた歴史や文化を守りながら、お互いに助け合う精神により、保健・医療・福祉の充実や農・工・商・観光などの産業活動の活性化を目標としています。

◎まちの将来像

みんなで育てる自分たちのまち 村田

～ 暮らす人が創るまち ～

◎まちづくりの理念

1. 暮らすひとが誇りを持つまちづくり
2. 互いに支え合い、助け合うまちづくり
3. 世代を超えて伝えるまちづくり

(4) 土地利用の基本的考え方

本町においては、市街地の整備、道路・交通網の整備などによって、就業環境や生活スタイルの変化、生活行動圏の拡大などにより一部の地域では都市化の進展が見られますが、少子高齢化が進む中で、商業や農林業の後継者不足による、中心市街地の空洞化や農用地及び森林の土地利用効率が低下しています。

このような状況の中、地目間の土地利用の転換は鈍化傾向にありますが、低未利用地の有効利用の促進や、都市的土地利用については、良好な市街地の形成と再生、自然的土地利用については、適正な保全と耕作放棄地等の適正な利用を図るなど、町土の有効利用を図りながら、土地利用の方向性を明確にし、無秩序な開発による

弊害が発生しないよう、計画的な土地利用の誘導が必要とされます。

土地利用の転換については、本町の自然的・社会的条件に十分配慮し、総合的・計画的な調整を図ったうえで、自然的土地利用の維持を基本とし、慎重に対処していきます。

町土の質的向上に関しては、各種の災害から町土を守るため、農業や森林の持つ町土の保全機能の向上をはじめ、地域の防災拠点の整備、オープンスペースの確保等を図り、安全で安心できる町土利用を推進します。また、自然との共生・循環を重視した町土利用、ゆとりある生活環境の形成や歴史的・文化的風土の保存等、美しくゆとりある町土利用を推進します。

これらの推進方針によって、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な町土の管理」の実現を図ります。

2. 利用区分別町土利用の基本方向

(1) 農用地

農用地については、食料供給の基礎的生産資源であり、農産物の長期的な需給の動向に対応し、より一層の生産性を向上するため、必要な農用地の確保と整備を図りながら、効率的な利用を促進します。

また、環境への負荷が少ない農業の実現や体験農園による都市住民との交流など、多面的な農業展開に対応できる基盤整備と農地の活用を図ります。

さらに、位置・条件などによって、保全すべき農地とその他の農地を区別し、その計画的な保全と利用を図りながら、土地の合理的利用を進めます。

(2) 森林

将来の世代が森林の持つ多面的機能を享受できるように緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全に努めます。

また、森林を自然体験や学習の場、森林浴やキャンプなどのレクリエーションの場として位置付け、整備・活用しながら、土地の有効活用を進めます。

(3) 水面・河川・水路

水資源の確保と有効利用に努めながら治水対策を図り、農業基盤整備とあわせて整備を進めるとともに既存施設の適切な維持管理を通じて、既存用地の持続的な活用を図ります。また、整備にあたっては、周辺の環境との調和に配慮し、自然とのふれあいの場となるよう、親水的整備に努めます。

(4) 道路

一般道路は、まちの発展と住民の安全で快適な暮らしの実現のために必要な、重要な社会基盤です。このため、土地の合理的利用と周辺環境との調和に配慮しながら、幹線道路と生活道路の整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

農道及び林道については、自然環境の保全に配慮しながら農林業生産の向上と適正管理を目的とした整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

(5) 宅地

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現と、耐震・環境性能などの向上に努め、良好な居住環境の形成に努めます。そのため、森林や農地など周辺環境の保全に配慮しつつ、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図ります。

工業用地については、立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、農林業的土地利用との調和を図り、計画的な用地の確保を図ります。

(6) その他

文教施設、公園・緑地、福祉施設・スポーツ施設など、公共公益施設用地については、総合的見地から施設の需要を見極めながら、計画的に用地を確保します。